

令和8年自転車指導啓発重点地区・路線

【保土ヶ谷警察署】

① 帷子町2丁目



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

【選定理由】

・JR保土ヶ谷駅や駅前商店街があり、昼夜を問わず通勤通学・買物などでの利用者が多いため。

・一方通行（自転車を除く）の商店街通りで右側通行及び並進走行等が多いため。

・一時停止規制のある交差点を一時停止しない自転車が多く、自転車に関連する重大事故の発生が懸念されるため。

② 国道16号



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。



【選定理由】

- ・区役所や駅ビル、大型ショッピングモール等への自転車利用者が多く、他の幹線道路と比較して交通量も多いため、自転車に関連する重大事故の発生が懸念されるため。
(令和7年中6件)

～自転車をご利用のみなさまへ！～

- ・ **出会い頭の交通事故が増えています！**
交差点付近では、徐行したり、「一時停止」標識がなくても一時停止をしましょう。
- ・ **歩道は、歩行者優先です！**
歩行者の通行を妨害する運転は、ルール違反です。思いやり運転を心がけましょう。
- ・ **乱横断は危険です！**
付近の交差点に自転車横断帯が設置されているときは、自転車横断帯を利用しなければなりません。

令和8年4月1日交通反則通告制度導入（青切符）

16歳以上の者が

- 重大な事故につながるおそれが高い違反をした
 - 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高い違反をした
 - 警察官の指導警告に従わない
- 場合は交通反則通告制度により検挙されます

